

古文書から見た長和庄の長井氏

小林 定市

長和庄について

長和庄の正史である『福山市史』は、長井氏について、大江広元の嫡男である長井時広が備後守護となり、時広の次男泰重が長和庄の地頭職を得て泰重の子息たちに分割譲与した。泰重の嫡男頼重の弟達は備後の所領に根をおろし、田総氏（本拠田総庄）^{たぶさ}、福原氏（本拠信敷庄）^{ふくはら}の祖となり、要害堅固な備後北部に入部した。

長和庄は下地中分の結果、現在地頭分と呼ばれる西南半分が地頭の支配地、東北半分が庄園領主の支配地となる。

建武の新政の時、長和庄地頭の長井貞頼は備後から直接足利高氏の旗下に参加している。

また、庄園領主の支配地である草戸町の真言宗常福寺（現在の明王院）は、草創を大同二年（八〇七）弘法大師による開基とし、その裏付けとして、現本堂（観音堂）の基礎の下方にある柱穴遺跡と、十一面観音像（弘仁仏）を所蔵していることを挙げている。しかし、常福寺の国宝本堂（頼秀の墨書銘）と国宝五重塔（頼秀の陰刻銘）には地頭長井頼秀の名前が

残され、建築遺跡は古文書に代る生きた史料だったのである。従来の通説は文献史料と一致するであろうか。

蒙古襲来期の長和庄地頭職分割

鎌倉時代の中期、蒙古の使者は日本との通交を求めて、次々と日本にやってくる。文永八年（一二七一）九月、幕府は鎮西に所領を有する御家人に西国移住を命じ、翌年の二月には、九州の御家人に筑前・肥前の要害警備を命じて異国警固番役を開始し、同年十月には軍役を賦課するため大田文（一国単位の土地台帳）の作成を諸国に命じている。

幕府は外敵に立ちむかう体制づくりを進めて、翌年には、執権北条時宗と北条氏の外戚で幕府最大の実力者、安達泰盛（時宗の舅）による主導権が確立される。

（以下、関係資料の文章を読み下し文とする）

（文永十年、長井泰茂請文）

長和庄半分和与の事

謹んで承り候い了ぬ、其の間の子細、御使に、
申しせしめ候い了ぬ、定めて申され候うや。
恐々謹言

(文永十年)

八月十二日

泰茂(花押)

「田総文書」

○請文——上司から文書を受けとった時、相手の要求を承認したことを記して申し送る文書。○長和庄——成立は仁平元年(一一五一)に興善院に寄進される。福山市田尻町・水呑町・箕島町・草戸町・西神島町・佐波町・瀬戸町一带。○和与——物又は権利を無償で他人に与えること。地頭職の半分を一族の者に譲る。○了ぬ——おわりぬの音便。○恐々謹言——書状の書止に用いる文言。○(文永十年)——書かれている字は、異筆の小字で追手書のようなものである。請文には一般的には年号を書かない。○泰茂——長井判官代出羽守泰茂で生没年未詳。長井時広の庶子『尊卑分脈』は時広の第五子とし、また『群書類従』卷六十三は、時広の第二子とする。建長年中のころは関東で將軍供奉随兵役等を勤める、美濃国茜部庄地頭・備後国信敷庄西方地頭・備後国世羅郡西条神崎庄領家職をもつ。

この請文の宛先は不明であるが、長井時広の所領は、当時長井氏の惣領長井時秀が統制していた。

長井氏の地頭職相伝記録の残る、奈良東大寺領美濃国茜部庄では、承久の乱後に、長井時広が地頭に補任され、以後出羽守泰茂・出羽法印静瑜と伝領され、静瑜の子息の出羽孫三郎泰朝と出羽大夫阿○梨桓瑜の兄弟に伝領されたが年貢の未進があったことから、惣領長井高冬は庶子領没収権を行使し、元徳二年(一一三〇)迄庶子領の最終的な処分権を保持していた。

長井時秀(安達泰盛の妹婿)は関東評定衆で評定衆での席次は、北条一族と安達泰盛の次席で、積極的に異国防禦を推進していたものと推定され、長井一族も鎮西での御家人役(異国防禦)勤仕の必要にせまられたのではなからうか、とすると、泰茂は自分の意思によらず、時秀の意をうけて、地頭職を分割することに同意したのである。

太田庄の年貢が、大田庄から尾道え、尾道から船で高野山に送られたように、長和庄の役割は、備北の田総庄・信敷庄・小童保の年貢米を長和庄に集め長和庄から船で、京都(蒙古襲来時は九州又は長門国)へと物資を送るため海岸(港)の支配権を地頭方が握り海を分割して利用したものと考えられる。

嘉元の鎮西異国警固番役大改正と四条烏丸簞料所

文永十一年、弘安四年(一一二八)と二度に亘る蒙古襲来に続いて、第三次襲来に備えて幕府は嚴重な防備を続けてきたのであるが、蒙古襲

天の位階感も亦美に減少し、また地頭・御家人にとつても警固番役は出費もかさみ大きな負担となっていた。

(嘉元元年、出羽左近大夫將監宛、關東御教書)

備後国信敷庄半分(西方)地頭職の事、

四条烏丸の簀料所として、沙汰を致さしむべきの状、

仰せに依つて執達件しつたくだんの如し。

嘉元元年十二月十四日(一三〇三) 相模守(花押)

左京権大夫(花押)

出羽左近大夫將監入道殿

『毛利家文書』

○關東御教書——鎌倉幕府の執権と連署が鎌倉將軍の命を奉じて発給する文書。○信敷庄——広島県庄原市南部、平家没官領。○四条烏丸

——京都府中京区。○簀——御家人役の一つとして、京都の警固にあつた在京武士の勤番所(五間に三間の板屋で楯を並べていた、夜中でも五十騎くらいは詰めていた。)で、夜は篝火をたき重犯罪の取締りと軍事行動を主に担当する。曆仁元年(一二三八)に設置され鎌倉時代の末には四十八の簀があつた。○沙汰——所領を管理・支配・収益を実現する行為。○仰せに依つて——鎌倉殿である久明親王のこと。

○相模守——十代執権北条師時。○左京権大夫——連署北条時村。

○出羽左近大夫將監入道——従来は「尊卑分脈」「福原系図」等から長井頼秀とされていた。しかし、『建武年間記』には「長井前治部少輔頼秀」と頼秀の官位は治部少輔であつたことが判明する。治部少輔とは治部省の次官で官位は従五位下にあたる。將監は近衛府の判官で第三等官、將監は六位で五位に昇つてもなお將監であつたので左近大夫將監といふ、大夫は五位の別称であつたことから、官位から判断すると治部少輔と左近大夫將監は別人で、左近大夫將監は頼秀の父親かと推定する。

この文書は、信敷庄地頭職が四条烏丸の簀料所であつたとする単純な文書でなく、長井氏一族が御家人役として四条烏丸簀屋番役を勤めていたことを示すもので、簀屋守護人になると一族は在京して交代勤番してしたこと、長井氏の鎌倉時代備北入部説は疑問である。

京都大番役は数年に一度三ヶ月程度で済んだようであるが、簀屋在京勤番となると経済的負担が増したことから、信敷庄所領年貢免除の適用を受けた文書のように、当時御家人役は田率所課と呼ばれていたように所領の多少に応じて賦課されていた。

この御教書が発給された嘉元元年(一二三〇)十二月に、幕府は鎮西の異国警固番役の制規に大改正を加えた時で、これまでの各地域別勤務の制度は、九州を五番に分け各番はそれぞれ一年間づゝ勤務することになった。備後の御家人が警固番役を担当したと推定される長門国でも、鎮西の番役と同様に大改正があつたのではなからうか、長井氏の御家人役は戦時の軍役である長門異国警固番役から、平時の京都簀屋番役

に変更されたものと推定する。

蒙古来襲後の翌文永十二年正月、長門国防禦のため幕府は北条時宗の末弟宗頼を長門・周防の守護とする。同年四月、蒙古の使者が鎮西でなく長門の室津（山口県豊浦町）に上陸したことで、長門北岸も警固せねばならない要衝地となり、幕府は防備対策として翌五月に、長門・周防・安芸・備後の御家人に要害の警固を命じている。その後、長門でも鎮西同様に防禦の石築地等が築かれたよう、豊浦町黒井には、石築地の基礎石が現在も残っている。

弘安四年六月上旬蒙古軍はふたたび攻めてくる、その時蒙古軍の一隊約三百隻は長門浦を攻撃したが、日本側の防戦に阻まれて上陸を断念し九州の本隊に合流している。

長和庄悲田院庄官と地頭の対立

鎌倉時代後期になると、異国警固番役や石築地修補などから御家人の負担は増加していた。庄園の現地では、地頭・御家人と庄官の対立が激しくなり、さまざまな紛争が起っていた。庄園領主側は地頭の非法を幕府に訴えると、幕府は相輪を和与で解決するように進めていた。

（年月未詳、備後国長和庄領家地頭所務和与状）

和与す、安居院の悲田院領備後国長和庄領家

地頭所務条々の團

一、検断の事

右、領家地頭相共に半分の沙汰を致すべき也、但し領家分に於いて、田畠の内（公田公畠を除く定め）の在家は地頭之を綺うべからず、地頭に於ける門田畠の内（公田公畠を除く定め）の在家は、預所之を綺うべからず、其外は、

始めより御油畠・市・庄内皆もつて両方半分為べきもの也。

一、百姓逃死亡並びに罪科跡の事、（内容略す）

一、山河海の事、

右、和与の儀を以て、地頭方之を管領（支配）さるべし、但し限ある年貢課役等等に於いては、懈怠無く其の沙汰を致すべし、次に山河海辺の（以下の文欠失）

「田総文書」

○所務——土地や年貢の支配、徴集のこと。所領の管理。○和与——紛争の解決を当時者同士の話合いで処理する。○安居院の悲田院——京都府上京区扇町。安居院とは地名、悲田院は本来病人・窮者・孤児救済の施設。後年後花園天皇の勅願寺となる。○領家——庄園領主悲田院のこと。○検断——警察・刑事・裁判権のこと。○在家——家屋と付属の田畠。○綺うべからず——邪魔をしない、干渉しないこと。○預所——庄園領主の代理の役人、社寺は僧侶が任命された。○管領——支配すること。○市——大勢の人々が交易を行う所。

この文書は、後半部分が欠失しているため、何ヶ条書かれていたのか、また和与が行はれた年月日と、預所と地頭名も不明である。

第一ヶ条の庄内検断に就いて、領家分の田畠と在家に対しては地頭が干渉せず、地頭の門田畠内の在家には預所は干渉しないとされたもので、領家・地頭の領掌権・土地支配権を認め、その他の公田と公畠については双方が半分づゝ支配する契約である。

和与の成立時期について、従来第二条の「百姓逃死亡並びに罪科跡の事」の文章内容から推定して建治元年（一二七五）前後のものと推定された。しかし当時悲田院は二条大路と三条大路の間の鴨川の西方にあったが、延慶元年（一三〇八）無人如導によって上京区扇町の安居院に悲田院は移転開基されていることから、和与状が作成された時期は延慶元年以降となる。承久の乱後に補任された地頭を新補地頭と称し、貞応二年（一二二三）六月に新補地頭の得分の基準が設けられる。

新補率は、田畠十一町毎に地頭に一町の給田を与え、その他の田畠については地頭が一反あたり五升の加徴米を得分とする。地頭には、山野や河海の得分の半分を与えるというものであった。

特に注目しなければならないのは、第三条の山河海の事についてで、地頭管領さるべしと明記されることで、長和庄の海には当然草戸千軒が含まれていた筈である。和与状が作成された時、領家は海岸部の支配権を地頭に委任していたのである。以後長和庄海岸部は旺盛な繁栄地となり、長和庄本郷のあった田尻町には、臨済宗法灯国師の弟子法達祖伝が創建した天徳寺、日蓮宗で日像の開山と伝えられる顕応寺、水呑町には眞言

宗から日蓮宗に改宗し日像を開山とする重顕寺、法華一乗の妙顕寺、草戸町には長井頼秀による常福寺と寺院の建立が続くのである。

従来地頭の支配地であったとされてきた瀬戸町（長和村・地頭分村・山北村）について、和与がなされた後、応安の半済令が出されると悲田院の知行地が分割され、庄園の四分の一が悲田院の知行地である寺家分（寺院の家人）となり、新たに四分の一が守護管理地である寺家半済となる。応永十二年の頃、越前国足羽庄福居より渡辺氏が長和庄に來住する。初代渡辺信濃守高は長和寺家の年貢を五十貫で請負い。二代目信濃守兼は寛正三年備後守護山名是豊に従い子息の信濃守定と共に河内国金胎寺合戦に参加、軍功によって山名氏より長和寺家半済の代官職が与えられたようで、その後、文明七年に山名是豊が没落する迄長和寺家半済の代官を勤めたようである。寺家と寺家半済の境域は不明であるが長和福常寺（眞言宗福成寺）と寺家の内田中名（瀬戸池下流）が『渡辺先祖覚書』に記されていることから悲田院の支配地は瀬戸町一帯にあったと、筆書の四代目渡辺越中守兼は記している。明応二年（一四九三）の頃、備後守護山名俊豊より「御褒美として、坪生五ヶ・藁江わうきの分・木庄正枝分・山北渡辺分、此まゑ御判を頂載仕まつり今にこれあり候。当国に於いては直通（守護代山内直通）に仕え、彼方此方に在陣を致し走り廻り候こと筆に書き盡くされず候……」山名俊豊の被官となった越中守兼に恩賞が与えられるが、坪生・藁江・木庄の三ヶ庄は守護領の代官職であったようで、山北渡辺分（長和庄）は他の所領と異り、我家の所領、渡辺分と記していることは、悲田院の年貢を請負っていた長和庄寺家跡だったようであ

る。山北について、文明十七年（一四八五）閏三月、「尾道権現堂檀那引注文」に山北が見られる、その時は山北の境域は不明であったが、天正十九年（一五九一）十二月の「譜録」打渡坪付に「沼隈郡山北内筒井村」と山北に筒井が含まれていたことが判明する。

筒井村とは、瀬戸池上流の瀬戸町筒井に地名が残っていて、戦国時代の山北は北は津之郷町に接し、南は熊野町下山田のあたりまで広がっていたようである。

言葉は時代と共に変化するもので、地頭についてみると、平安時代の地頭は地主・領主とされ、鎌倉時代になると国地頭となり、その後の本補・新補地頭、南北朝以降守護支配下に組み込まれた地頭。更に近世になると中世の地頭職とは何の関係も無い地頭用語が用いられている。

慶長十三年（一六〇三）九月の「幕府老中国替法度」に「国替えについて地頭・百姓等その知行の竹木猥りに伐り取るべからざること」と徳川幕府の許でも地頭用語は用いられ、地頭の呼称も時代と共に変遷し、徳川時代は江戸幕府の將軍の家臣である知行地持旗本の通称となっていた。長和庄一帯の支配者は、戦国時代の末期になると、杉原理興の弟杉原光重の子息である三谷重吉と弟の長和城主三谷重信兄弟（閩閩録一四二、三溪清兵衛）だったようで、福居八幡宮には玉額銘板が伝えられていた。

「備後国沼隈郡長和荘矣

奉表飾、福居八幡宮御神前玉額所願者、

当国住人、藤氏三谷豊前守重吉并至言女童女等、

武運長久子孫繁昌家門富鏡如意吉祥、

干時 天正壬午十稔八月吉日」

近世初期に長和庄の小領主として杉原系三谷一族が瀬戸町一帯を知行していたことから、福島氏の慶長検地で、中世の長和庄地頭職とは無関係な地名の地頭分村（知行領主の土地の意）が誕生したものと推則する。

鎌倉時代末期の西方地方長井頼秀護状

鎌倉時代後期になると、蒙古襲来時に庶子は惣領の統制のもとに異国警固番役を勤めるが、惣領に統制されていたのでは庶子の軍功はあらわれなため庶子は惣領の統制から離れる動きが見られ、経済的変動とか惣領の一族支配権に変化が生じて、庶子家は独立して行く。

（元徳元年、長井貞頼宛、長井道可護状）

護状所領並びに鎌倉地の事、

- 一、備後国長和庄西方地頭職、たゞし内わけおく北方となづく、
- 一、上野国佐野郷内、在家四字、田八丁
- 一、尾張国泉村、 在家一字、野島老丁五反、
- 一、越中国内嶋村、

一、備後国信敷庄内半分西方、四条烏丸簞料所、

一、鎌倉地等、 坂はまのこつば、小坪たくまの谷

嫡子

右、ちやくし弾正藏人貞頼、御下文以下手次等をあいそえて譲り渡す

所也、さらにたのさまたげあるべからず、もし子細を申す仁、子孫中あらばふこうの仁たるべし、上へ申し候らいておもきざいかに申しおこなわるべきの状、件の如し。

元徳元年十二月廿二日

道可〔花押〕

〔二二二九〕

『毛利家文書』

○讓状——所領財産などを譲り渡す旨を記した証文。○鎌倉地——長井貞頼は貞和五年（一一三四）八月の讓状に鎌倉屋地（屋敷と土地のこと）と記している。鎌倉市の東南、現在の神奈川県逗子市小坪と、鎌倉市浄明寺の宅間の谷に屋敷と土地があった。○長和庄西方——専門家の説は瀬戸町地頭分とされてきた。しかし長和庄の西方に地頭職が存在したのでなく、地頭職を二ツに分割し分割後の西方のことで草戸町、草戸千軒も含まれる。○嫡子——嫡妻の長子、家督を相続するもの。○彈正藏人貞頼——頼秀の子息、長井出羽守貞頼。○下文——公式文書で權利等の証文。「下誰某」という様式で恩賞地の充行など主として永続的な權利の付与に用いた。鎌倉幕府では將軍家袖判下文と、政所の役人が連署した政所下文があった。○以下——それより下。○手次——手継に同じ、土地所有の経過を示す文書。○子細——差支えとなる事柄。○仁——人と同じ。○件の如し——証文の止め言葉。前文に記したことがら。

讓状について、讓状によって他人の妨害を防ぎ、訴訟の場合の証拠とするものであるから本文は自筆書き、日付は年号から書く。

当時の地頭は讓状の筆頭に本拠から書き出して、備北の山内氏は、地毗庄、安芸の小早川氏は沼田庄を筆頭に書いていることから、長井頼秀は長和庄を本拠としていたことが判明する。

頼秀は四条鳥丸の簞番役を勤め備後の長和庄と鎌倉屋地を重要な所領としていた。逗子市小坪の西方の境界には飯島（飯島・西浜・和賀江島は同一の場所）があり、当時、飯島・和賀江島は鎌倉の港灣商業地域として最も栄えていた。飯島岬の突端には港灣施設としてつくられた築島和賀江島があり、鎌倉時代唯一の築港跡として国史跡に指定されている。和賀江島の維持管理は極楽寺（鎌倉市極楽寺、開基は忍性、真言律宗）に与えられていた。極楽寺の創建者である北条重時は、関東評定衆長井時秀の妻の兄である安達泰盛の舅にあたる。草戸町の常福寺（真言律宗）の前方に市場港町の草戸千軒が栄えたように、小坪の前方にも港灣が展開していたのである。

常福寺について、常福寺を建立した長井頼秀の孫、長井掃部助貞広に相続人が居なかつたので、貞広は一族の毛利元春（初め師親）の第五子の毛利広世を養子としたが、広世は至徳三年（一一三六）の頃、長和庄の關係を断つて安芸国高田郡福原村に移住する。

また、東方地頭の田総長井氏について、甲奴郡稻草村龍興寺の古書『龍興寺末山世代記』は、長井重継の田総庄入部を康永二年（一一三三）と記している。以後、東・西地頭の長井氏が信敷庄と田総庄に本拠を移したことから、福山市では長井氏の研究が進まず、地元にも長井氏に関する中世史料が存在しなかつたことから、常福寺の近世の棟札と縁起が、

史料の厳正な分析をうけることなく、弘法大師による大同二年（八〇七）創建説が盲目的に信じられてきたのである。

水野氏が備後に入部した翌年の、元和六年（一六二〇）の大水害により常福寺の本堂は土中に埋没するが、水野勝成によって翌年の九月に本堂が再興されたとする棟札二枚が常福寺にある。

昭和三十七年から始められた常福寺本堂の解体修理で元和六年の再興の規模が解明されるが、棟札の内容とは異り工事は筋違と支柱を入れただけの軽微なもので、『国宝明王院本堂修理工事報告書』によると「もし、元和七年に大修理が行われていると、元禄三年（一六九〇）に解体大修理の必要は全く無かった」と記され、建築工学のうえからも元和大修理説は否定されている。

野々口立圃が慶安四年（一六五一）福山に来住し、明暦二年（一六五六）のころ書いた『草戸記』に（御堂の本尊観世音の左には、阿弥陀堂（長井頼秀建立カ）として形ばかりが残り、右には五重の塔婆が聳えていたと記している。もし元和六年の大雨洪水による本堂埋没を水野氏が再興したのであれば、阿弥陀堂も同時に補修された筈で、三十年後の慶安四年に形ばかりの阿弥陀堂が残るといった事態には絶対に至らなかつた筈である。

五重塔は貞和四年（一三三八）に建立された建造物であるが、縁起には、平安時代初期の画家巨勢金岡が母の菩提のために建立したとか、その際の木工工事は飛騨工が行ったとし、また五重塔を再建立するための細工が巧妙に相輪伏鉢に後世施されていて「再修・覚忍」の四文字が追刻され

ている。前記元和七年の本堂棟札には、「大同二年の昔十方の助成を以て七堂伽藍立初より以来」「当寺を開基した者大同年中、初めの住持沙門は伽藍造立の願を発し広く衆に縁をむすぶことを勧めた時貴賤男女は歡喜踊躍の思いを成す」と大同二年より七堂伽藍があつたとか、勧進は鎌倉時代に行われるのであるが、平安時代初期に勧進が行われた文意が記されているが、大同二年の創建を裏付ける史料としては何れも、信頼できないもので事実無根の創作伝承である。現在の本堂の下の堀立柱穴は寺院用のものか、庄園関係の雑掌とか預所、地頭代官等の住居跡の検討も必要である。また文化財である木造十一面観首像について、創建時以前の古仏像が祀られている寺院は多く（瀬戸田耕三寺には六朝（四五世紀）時代の古仏あり）、藤原氏系の長井氏ならば京都で古仏を入手することは別段難かしいことではなかつたであろう。

鎌倉幕府の滅亡と長井貞頼

元弘の変によって、後醍醐天皇は隠岐島に流されるが、元弘三年（一三三三）閏二月後醍醐天皇は隠岐島を脱出し、伯耆の名和長年に迎えられる。幕府は、名越高家と足利高氏を大将として伯耆に送るが、高氏は途中丹波国篠村で、後醍醐天皇方に寝返り六波羅を攻める。

（元弘三年、長井貞頼宛、足利高氏軍勢催促状）

伯耆国より、勅命を蒙り候の間、

参じ候、合力候ハバ、本意に候。

恐々謹言

元弘三
(押紙)

五月六日

高氏 (花押)

長井弾正藏人殿

「毛利家文書」

○軍勢催促状——軍勢を出陣させて、味方に参加することを依頼した文書。○伯耆国——鳥取県西部の船上山。○勅命——後醍醐天皇の命令。○合力——力添えをして助けること。○押紙——後の人が参考にするため(元弘三)と小紙片に書いて、紙片全体を糊付し料紙に貼り付けたもの。

この催促状と同文のものが、結城宗広・小笠原貞宗と九州の大友氏・宇治惟時・島津貞久に与えられている。内容は、「天皇方に加わることにしたので高氏軍に参加し合力してくれればうれしい。」というもの。

(元弘三年、奉行所宛、長井貞頼著到状)

長井出羽弾正藏人貞頼、

今月七日に御方に馳参り候い畢ぬ、

此の旨を以って御披露有べく候。

恐惶謹言

元弘三年五月八日 貞頼 (裏花押)

御奉行所

(証判) 「(異筆)」「承り了ぬ」(高氏) (花押) 「

「毛利家文書」

○著到状——軍勢催促状を受けとった者が、一族郎等以下を率きつれて戦陣に馳せ参じた時、武力集団の最高責任者に差出し証判をうける文書。○披露——文書を受領した奉行人が主人(足利高氏)に取りつぐこと。○恐惶謹言——書状の書止めに用いる文言で、相手に敬意を表す。○裏花押——普通は署名の下に据えるが、裏花押は署名の裏にあたるところに花押を据えて、相手に敬意を表す丁重な書式。○証判——著到状を提出された統率者は、著到状に承認したことを記し花押を据え提出者に返却する。提出者は著到状を大切に保管して後日恩賞を要求する場合の証拠文書とする。

後醍醐天皇は、天皇親政を実現するため討幕計画をたてたが、正中の変によって一旦挫折するが、再度、討幕計画を積局的に推進していた時内大臣吉田定房が密告したことで、六波羅探題の大部隊が皇居に迫るうとした元弘元年八月二十四日、天皇は神器を持って密かに京都を出て南都から笠置に移った。

九月二十日には鎌倉幕府の推戴によって量仁親王(光厳天皇)が践祚す

る。踐祚には先帝が劍璽を新帝に授ける劍璽渡御を行うのが例であったが、後醍醐天皇が笠置に籠っていたため劍璽渡御の無い踐祚となった。九月二十八日に西上した二十余万の幕府の大軍によって笠置は落城、翌日後醍醐天皇は宇治で捕えられ平等院に移され、三日後には六波羅南方に移される。十月六日になると神器は六波羅南方から下京区六条の長講堂の光厳天皇に渡されるが、『太平記』卷三には神器の警固人四名の内一人に、長井弾正藏人貞頼の名が見られる。

鎌倉時代末になると、幕府の武士は京都市中の治安維持、京外の戦闘に動員される。元弘三年（一一三三）五月六日には、長井貞頼は幕府の六波羅防備の簀屋武士として、足利高氏の六波羅攻撃軍と相對峙していた筈である。高氏は六波羅総攻撃を前にして、六波羅守備の外様有力御家人の切崩しを計ったようで、軍勢催促状を受け取った貞頼は翌日の戦いに高氏方に味方する。

安芸国吉田庄地頭毛利時親が、越後国佐橋庄の南条館を本拠としていた時、宿所が炎上し所領等の手継文書を粉失したことで、建武元年の頃、建武政権から毛利一族の者に問状が出された時、長井治部少輔頼秀と長井出羽守貞頼は紛失は相違ない事と、請文を京都代官に提出している。

従来、長井氏は鎌倉時代備後の所領において地頭領主制を確立していたとされてきた。しかし、長井氏が支配した記録が残る美濃国西部庄地頭代伴迎蓮・同国遠山庄代官頼持・但馬国田公御厨地頭代信念・備後国信敷庄代官広氏・同国田総庄地頭代重宗と全ての領地で地頭は在地せず、地頭代官が現地の支配を行っていたことから長井一族は京都又は鎌倉に

定任していたものと推定でき、また長井貞頼が活躍した建武年間迄の記録も草土常福寺以外は備後でなく京都であった。

長和庄関連年表

西 曆	年号年月	備 考
1151	仁平1・11	藤原顕頼の一族、安楽寿院の末寺興善院え長和庄を寄進する。
1221	承久3・6	承久の乱。幕府八条院領（長和庄を含む）を没収し幕府領とする。
1221	承久3閏8	幕府、官軍方の所領に地頭を補任する。（長和庄地頭に長井時広任命カ）
1273	文永10・8	長和庄地頭職を分割する。
	鎌倉時代末	田尻、臨濟宗天徳寺、法灯国師の弟子法達祖伝により創立される。
1285	弘安8以前	但馬国の太田文、興善院領に領家悲田院の記載。（長和庄も同時寄進カ）
1303	嘉元1・12	長井一族、京都四条烏丸簀屋守護人となる。
1306	嘉元4・6	長和庄歙喜光院領に編入され寄進替される。
1307	徳治2・2	東地頭長井時継又は六年後に養母尼阿弥陀仏長井重継に地頭職を譲る。
1308	徳治3閏8	尊治親王（後醍醐天皇）大覚寺統領（長和庄を含む）を相続する。
1308	徳治3以後	悲田院と地頭支配権を分割する。地頭海（草戸千軒）の支配権を持つ。
1313	応長1・3	水呑、重頼寺真言宗より日蓮宗に改宗する。備後国最初の日蓮宗。
1320	元應2	田尻、日蓮宗顯応寺日像により創立。
1321	元應3・3	草戸、真言律宗常福寺（現在の明王院）長井頼秀観音堂を建立。
1329	元徳1・12	西地頭長井頼秀嫡子貞頼に地頭職を譲る。
1333	元弘3・5	長井貞頼、足利高氏の軍勢催促に応じ幕府軍を攻撃する。
1342	康永1・10	水呑、法華一乗妙性日像の見舞に上京する。
1348	貞和4・12	草戸、常福寺の五重塔を頼秀建立。（この頃阿弥陀堂も建立カ）

◎長井氏推定略系図

